

教育広報調整会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉市教育委員会の施策について市民の理解と協力を得ること並びに教育情報の提供による家庭及び地域社会の教育力の向上を図ることを目的に発行する広報紙等の編集方針について検討するため、教育広報調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「広報紙等」とは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 時事的な情報を提供するもの（「教育だより ちば」）
- (2) 年次統計的な情報を提供するもの（「千葉市の教育」、「教育要覧」）
- (3) その他

(個人情報保護)

第3条 広報紙等の編集に当たっては、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

(組織)

第4条 調整会議は議長及び委員をもって組織する。

(議長)

第5条 議長は、教育総務部企画課長の職にある者をもって充てる。

(委員)

第6条 委員は、千葉市広報事務取扱規程（昭和42年千葉市訓令（甲）第5号）に基づく広報事務取扱主任の職にある者のうち、教育委員会事務局に属する者をもって充てる。ただし、教育センター及び養護教育センターにおいては、所長が指定する者、また、中央図書館においては、館長が指定する者とする。

(会議の招集)

第7条 調整会議は議長が招集する。

2 調整会議は、原則として次年度年間計画の策定時に招集する。

(庶務)

第8条 調整会議の庶務は、教育総務部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月19日から施行する。
(教育広報編集委員会設置運営要綱の廃止)
- 2 教育広報編集委員会設置運営要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。